

保健所運営協議会における意見と旭川市の考え方

※御意見は、一部読みやすくするために要約・修正等を行っています。また、意見の内容ごとに整理しています。

No	寄せられた意見	意見に対する市の考え方
1	<p>第1の6から12について それぞれの役割が、項目立てされて記載しているが、人や施設等とばらつきがある。 医師や獣医師以外にも、栄養士や薬局等、感染症対策にとって重要な役割を担う職種や医療提供施設がある。 各機関の役割も、刻々と変化している中で、各機関の専門性等も踏まえた内容に整理してもよいのではないか。</p>	<p>これらにつきましては、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針及び北海道感染症予防計画（案）に即し、規定しています。</p> <p>感染症の対応を行う職種は、他にも多数ありますが、医師及び獣医師は、感染症法に基づく届出が義務づけられている職種として記載しており、その他の職種は、その他の医療関係者等に含まれます。</p> <p>また、御意見を踏まえ、「歯科医療機関の医療関係者」を「歯科医療機関の歯科医師 その他医療関係者」に、「薬局の医療関係者」を「薬局の薬剤師その他医療関係者」に、「訪問看護事業所の医療関係者」を「訪問看護事業所の看護師その他医療関係者」に修正し、6から12までの記載順を、医師及び獣医師等の役割を先に、医療提供施設等を後に変更します。</p> <p>各関係機関に御協力いただく役割につきましては、新興感染症の動向により、改めて変更される可能性も高いことから、「市の施策に協力」として含むこととし、薬局の役割にも加え、修正します。</p>
2	<p>新興感染症の廃棄物処理については、喫緊の課題であるが、予防計画に記載はあるか。 大規模クラスターを経験した旭川市においては、この経験を踏まえ、計画に反映させてもよいのではないか。</p>	<p>第2 感染症の発生の予防のための施策の4 環境衛生対策との連携（1）に、関係業種への対応を含め、環境衛生部門と連携し対応するよう、「海外の地域等に関する情報の提供、関係業種への指導等」を「海外の地域等に関する情報の提供、<u>感染性廃棄物の適切な処理等の情報の提供</u>、関係業種への指導等」に修正します。</p> <p>また、第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項の1 施設内感染の防止に、医療機関、施設等の関係者に情報提供するため、「施設内感染に関する情報や講習会・研修に関する情報」を「施設内感染に関する情報、<u>感染性廃棄物の処理に関する情報</u>及び講習会・研修に関する情報を」に修正します。</p>